

2020年6月10日

大阪市長 松井 一郎 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会 長 田 中 宏 和  
連合大阪大阪市地域協議会  
議 長 木 戸 茂

## 新型コロナウイルス感染症に関連した雇用・労働対策強化の要請について

市民の安全確保の取り組みにご尽力いただき、敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症は、雇用の現場にも大きく影響を及ぼしており、緊急事態宣言が解除されたとは言え、社会経済活動については先が見通せず影響の長期化が懸念されます。

連合大阪が実施している労働相談などでは、解雇や内定取り消し、休業補償などの雇用に関する不安を訴える声が数多く寄せられています。

とりわけ大阪市は、多くの生活者と事業者が集中する大都市であることから、今回の新型コロナウイルス感染症による、感染リスクへの懸念と経済への影響は非常に大きいものとなっています。

そうした事からも、政令指定都市である大阪市として、国・大阪府の対策に加え、独自の雇用維持や事業の継続のための支援制度、特に有期・短時間・契約・派遣等で働く労働者や社会的弱者への支援、提言等の対策が急務であると考えています。

すでに、府内の多くの自治体では、国や大阪府の支援制度に上乗せをして独自の支援策が打ち出されており、大阪市としても、緊急時の備えとしてプールされている財政調整基金を活用するなど、独自の雇用・労働対策を講じるべきと考えます。

さらには、そうした対策が必要とされる場面での確に利用されるために、相談体制の拡充も重要な課題です。国や大阪府、大阪市内で利用できる各種助成金や給付金が迅速に受けられるよう相談窓口のワンストップサービス化や、ニアイズベターの観点から24区役所における相談窓口の設置など、相談体制の拡充を検討すべきです。加えて、外国人労働者をはじめとした多様な働き手に対する情報提供などについても、日本語のみならず多言語による最新情報の提供を行っていただきたいと思います。

連合大阪は、これまでも働く者・生活者の立場から、感染拡大防止のための取り組みに積極的に協力するなど、様々な取り組みを行ってきました。

私たちの仲間には、多くの医療従事者、保育所や社会福祉施設の従業者も含まれています。さらには、公務・公共サービス、社会インフラや生活関連サービスなど、社会生活を維持する上で必要な事業に従事する労働者（エッセンシャルワーカー）の仲間も多くいます。そうした、すべての労働者の雇用の安定・安全を確保し、不安を払拭するためにも、大阪市としての主体的な取り組みを頂きますよう、下記の通り要請いたします。

### 1. すべての労働者の雇用の安定について

#### (1) 大阪雇用対策会議の緊急開催について

大阪雇用対策会議については、雇用情勢に大きな変化があった際に緊急で集まり、対策を講じるとされている。新型コロナウイルス感染拡大により、雇用環境は急激に悪化し、緊急事態宣言の長期化や行動自粛により、さらに悪化すると見込まれている。雇用維持や事業の継続のための労働者や雇用主への支援制度、特に有期・短時間・契約・派遣等で働く労働者や社会的弱者への支援や提言等の対策が急務である。速やかに大阪雇用対策会議を開催し、大阪府とともに対応すること。

## (2) 解雇・雇止めの防止について

不合理な解雇や雇止め等の発生を防止するため、関連する労働関係法令を周知すること。やむを得ず解雇を検討する場合にも、使用者による最大限の解雇回避努力や労働組合と協議する等、整理解雇の4要件に照らして厳格に判断すべきものであることを周知徹底すること。また、派遣労働者の雇用の維持・確保のため、派遣先との労働者派遣契約が解除される場合でも安易に解雇せず、派遣元事業主として派遣先と連携し、新たな就業機会の確保を図るよう周知を行うこと。

## (3) 相談体制の拡充について

休業の要請を行った事業者に対して、国や大阪府、大阪府で利用できる各種助成金や給付金が迅速に受けられるよう相談窓口のワンストップサービス化や、ニアイズベターの観点から24区役所における相談窓口の設置など、相談体制の拡充を行うこと。また、外国人労働者はじめとした多様な働き手に対する情報提供についても、日本語のみならず多言語による最新情報の提供を行うこと。

## 2. 休業要請支援金・雇用調整助成金の活用について

### (1) 休業要請支援金について

今回の支援金の趣旨は「事業継続を下支えする」ことが目的となっているが、事業継続には、労働者の雇用が維持されることと、その事業者と取引を行う事業者を守ることが重要である。大阪府として、労働者の雇用を維持した事業者と、事業継続のために欠かすことのできない関連事業者の支援も含めた大阪府としての独自の助成制度の創設に向けた検討を行うこと。また、休業要請を行っていないにも関わらず自主的に休業を行っている事業者（介護施設等の福祉関連施設等）についても、同様に大阪府としての対応できるよう検討を行うこと。

### (2) 雇用調整助成金について

雇用調整助成金については、「雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する」とした制度の趣旨を広く周知することにより、主に小規模事業者に対する申請の啓発を行うこと。また、雇用調整助成金をはじめとした、企業に対する様々な助成・支援金の活用にあたっては、社会保険労務士に手続きを依頼する場合の手続き費用等が障壁となることの無いよう、大阪府独自の助成制度を創設するなど、利用しやすい制度となるよう検討すること。

### 3. 労働環境の改善について

#### (1) 医療従事者等について

大阪市における医療体制は逼迫した状況が続いており、特に、感染症患者を多く受け入れている3次救急の現場は厳しい状況となっている。医療崩壊を防ぐためには、市民の間での感染を防ぐと同時に、医療従事者における感染予防策を重点的に行う必要がある。医療現場に必要なマスクや防護服など、3次救急のみならず2次救急の現場でも救急医療資材が十分に行きわたるよう対策を講じること。さらに、医療従事者や病院関連の労働者の長時間労働が常態化しており、労働時間管理の徹底とともに、ケアを含めた処遇改善を図ること。同時に、医療関係者やその家族に対する偏見も表面化していることから、その解決に向けた取り組みを強化すること。

#### (2) 保育所や社会福祉施設について

保育所や高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等で働く労働者は、今回の新型コロナウイルス感染拡大により厳しい労働環境の下、日々業務に従事している。マンパワー不足により長時間労働も顕在化しており、労働環境の改善も急務となっている。また、施設等での感染は、生命に関わる危険性やクラスターの発生につながるため、より一層の感染予防対策が重要である。長時間労働の是正とともに、感染予防に必要なマスクや消毒剤等の購入費用の補助や無償配布について検討すること。

#### (3) 事業継続を要請されている従事者等について

公務・公共サービス、社会インフラや生活関連サービスなど、社会生活を維持する上で必要な事業に従事する労働者（エッセンシャルワーカー）について、長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。大阪市として、感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

以 上